

# シニアライフローン (しんきん保証基金保証)

(平成30年4月2日現在)

1. 商品名	○シニアライフローン
2. ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ① お申込時の年齢が満60才以上、ご完済時の年齢が満80歳以下の方 ② 国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を当金庫で受給している方 ③ 年金担保借入のない方 ④ 当金庫借入について履行延滞のない方 ⑤ 当金庫の会員となれる方 ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたりなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もありますので、詳しくは、窓口にお問い合わせください。
3. お使いみち	○お申込人本人またはお申込人の家族〔配偶者・直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)・子・孫・兄弟〕が、健康で文化的な生活を営むために必要な資金 ただし、次の資金は対象外とさせていただきます。 ① 事業資金 ② 株式取得資金(自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含む) ③ 投機的な性格の資金 ④ 納税資金 ⑤ 転貸資金 ⑥ 旧債返済資金
4. ご融資金額	○100万円以内(1万円単位)
5. ご融資期間	○3ヵ月以上10年以内
6. ご融資利率	○変動金利型とし、融資実行時の当金庫が定める利率を適用させていただきます。 ※お借入後の利率は基準利率(新長期プライムレート)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入後の利率の変更回数は年2回(4月1日・10月1日)で、新利率はそれぞれ翌月(5月・11月)の1日以降最初に到来する約定返済日の翌日から適用します。 ※ご融資利率につきましては、窓口でお問い合わせください。 ※ご融資利率には、保証料を含みます。
7. ご返済方法	○隔月の元利均等返済または元金均等返済とし、ご返済日は偶数月の15日とします。ご指定いただいた口座より自動支払にてお支払いいただきます。 ※毎月の元利均等返済または元金均等返済も可能ですが、ご返済日は毎月15日となります。 ※具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。
8. 保証人・担保	○(一社)しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
9. 保証料	○(一社)しんきん保証基金への保証料が必要となります。 (保証料はご融資利率に含まれています)

<p>10. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置        本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室（9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置        東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>11. その他</p>	<p>○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p>